

第5章 人権に関わりの深い特定職業従事者*に対する 人権教育、啓発の推進

人権尊重の理念に根ざした市政を推進するため、公権力を行使する業務や人権問題に関わりのある業務、市民と直接に接する業務に携わる者はもとより、全ての職員が、人権尊重の理念を理解したうえで業務に当たり、常に人権尊重の視点から、自ら担当する事務や事業について見直していくことが大切です。

このため、本市では、次の取組を積極的に進め、職員等の人権意識の高揚を図るとともに、施策への反映に努めます。

(1) 市職員

市職員全てが、人権尊重の理念を理解し、行政運営に当たります。また、人権尊重の理念に配慮した施策を推進するため、日常の業務が具体的にどのように人権とかかわっているのか、何が課題となっているのかなど、人権尊重の視点から、自ら担当する事務や事業を常に見直します。

さらに、各部署の施策や事業を人権尊重の視点に立って見直し、取り組む課題の整理とその周知を図ります。

市は、庁内会議などのネットワーク化により、各部署の緊密な連携を図るとともに、情報の交換や共有を行い、人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進します。

これらの人権施策を具現化するため、研修テーマや役職別研修及び新任研修などの研修方法を工夫し、職員自身が研修内容を自分のこととして理解し、実践できるものとなるよう計画的に実施します。

(2) 教職員・保育職員

教職員や保育職員は、学校や保育所等におけるあらゆる教育、保育活動を通して、子どもたちの人権尊重の理念に関する理解を深めるという重要な役割を担っています。

このため、教職員や保育職員の人権意識の高揚を図るとともに、保、幼、小、中それぞれの発達段階に即した専門的知識や技能の習得を目的とした研修の充実に努めます。また、家庭や地域との連携を深め、人権問題の解決に積極的な役割が果たせるよう資質の向上に努めます。

(3) 医療・保健関係者

医師、看護師、保健師をはじめとする医療・保健関係業務の従事者は、人の生命と健康を守るという重要な役割を担っていることから、職務の遂行に当たっては、生命の尊厳を重んじるとともに、患者や家族の立場を考慮し、プライバシーの保護に配慮した対応が求められます。このため、医療・保健関係者の人権意識の高揚を図るための研修や教育の充実に努めます。

(4) 福祉関係者

民生委員・児童委員及び福祉施設や福祉サービス事業所などの従事者は、高齢者、障害のある人をはじめとする様々な人々の介護や生活相談などの業務に携わっており、生命及び人間の尊厳に対する認識はもとより、プライバシー保護への配慮という点においても、高い人権意識が必要です。このため、福祉関係者の人権意識の高揚を図るための研修の充実に努めます。